

第三者評価結果入力シート（乳児院）

種別	乳児院
----	-----

①第三者評価機関名

株式会社ソーシャルリサーチ

②評価調査者研修修了番号

SK2021002
SK2021001
第0018号

③施設名等

名称：	さゆり園
施設長氏名：	中村 勝彦
定 員：	20 名
所在地(都道府県)：	北海道
所在地(市町村以下)：	函館市元町15番13号
T E L：	0138-22-8558
U R L：	http://www.paulo-sayurien.jp/
【施設の概要】	
開設年月日	1949/4/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人 函館聖パウロ会
職員数 常勤職員：	26 名
職員数 非常勤職員：	5 名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（イ）	保育士
上記有資格職員の人数：	21 名
有資格職員の名称（ウ）	看護師
上記有資格職員の人数：	3 名
有資格職員の名称（エ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（オ）	調理師
上記有資格職員の人数：	3 名
有資格職員の名称（カ）	
上記有資格職員の人数：	名
施設設備の概要（ア）居室数：	17 室
施設設備の概要（イ）設備等：	
施設設備の概要（ウ）：	子育てひろばゆりっこクラブ
施設設備の概要（エ）：	

④理念・基本方針

1) 理念

慈愛・知性・勇気

慈愛とは、親が子供を慈しみ可愛がるような深い愛情をさします。私たちは、対象である子どもの健やかなる成長・発達を目指し、生命の尊厳と人権の尊重を基盤として子どもたちを育みます。

知性とは、子どもの養育に必要な知識・技術をいいます。私たちは、科学的な根拠に基づいた判断のもと、子どもたちへ適切な対応ができるよう資質向上を目指し自己研鑽いたします。

勇気とは、子どものために自ら考え責任を持って行動することをいいます。私たちは、専門職者としての倫理観を備え、子どもの代弁者となり誇りを持って子どもたちを守り養育いたします。

(2) 基本方針

私たちは、大きな正三角形を作ることを目指す。慈愛だけで子どもを養育するのではなく、専門職者としての知性・勇気と合わせ、3つのバランスを保ち子どもと関わっていききたい。底辺は慈愛である。底辺の慈愛が広く大きいほど大きな正三角形となる。

⑤施設の特徴的な取組

平成26年6月より、当園の社会貢献事業として「子育てひろばゆりっこクラブ」を開設し、平日の10時から12時まで、地域の子育て中の親子を対象に育児相談や情報交換の場として提供している。

また、4歳児からの幼稚園の通園や、発達障害者支援センターとの連携や事業所への通園を行っており、日々子ども達の成長・発達に応じた関わりや養育を行っている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2024/5/23	
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2025/3/15	
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和3年度（和暦）	

⑦総評

【特に評価が高い点】 ■担当養育制による愛着形成支援の実践 乳幼児が特定の大人と愛着関係を築けるよう、担当養育制を導入しています。クラスを持ちあがりにするなど担当職員が一貫して関わることで、子どもの情緒の安定を促すとともに、信頼関係の構築を図っています。特に、不安を感じやすい乳児期において、安心できる人の存在は非常に重要であり、担当養育制を組織的に整えている点を高く評価します。 ■子どもの豊かな生活体験の機会の提供 さゆり園では、現在0歳から6歳までの子どもが生活しています。そのため、乳幼児中心だった子どもの支援について、子どもの発達に合わせたよりよい支援について継続的に検討しています。その一環として今まで伝統的に行っていた子どもの職員の家での宿泊体験を廃止し、新たに定期的な旅行行事を取り入れています。職員とともに子どもの興味や関心に合わせて旅行に出かけ、社会体験を重ねています。子どもは旅の思い出を絵日記にまとめて施設内に貼りだしています。また、施設が観光地に立地するため観光資源や地域の祭り、イベントなどに積極的に出かけています。コロナ禍を経て、子どもが地域と交流する機会が増えていることを高く評価します。 ■里親支援の取組 里親支援専門相談員を中心に、施設の子どものと里親、函館児童相談者管内の里親家庭に対しても相談支援体制を整えています。里親との面談や電話相談を通じて、日々の養育に関する不安や悩みに寄り添い、個別の状況に応じた助言や支援を行っています。里親の会に参加し、里親向けの研修や交流会に協力を行っています。養育に必要な知識や技術の習得を支援するとともに、里親同士のつながりを促進しています。さらに、子どもとの関係づくりに悩む里親には、他機関とも連携し家庭訪問や実践的な助言も行い、実践的・継続的な支援を実現行っています。施設と里親が連携し、子どもにとって安定した養育環境を提供できるよう努めている点を高く評価します。 【改善を求められる点】 ■事業計画の評価と見直し体制の強化 事業計画の策定は実施していますが、評価・見直しを計画的に実行していない項目も見受けられます。特に、実施状況の把握が曖昧な場合や、計画と実践の連動がうまく機能していません。中長期計画や単年度計画に対するPDCAの継続的实施と、職員がその過程に積極的に関与する仕組みの強化を望みます。 ■保護者等へ事業計画の説明と理解促進の工夫 行事計画や養育方針について保護者への周知を行っていますが、理解促進の取組みが不足しています。職員体制や子どもの生活に関する今後の計画などを含め個別面談等による丁寧な説明が求められます。また、わかりやすい資料作成や言葉の工夫も重要です。今後は保護者の視点に立った情報提供を望みます。 ■職員研修の実施 0歳から6歳まで幅広い発達段階の子どもの発達支援には、職員が取得している専門資格による知識だけでなく、新しい知識と技術の更新は欠かせません。しかし、職員の研修機会の格差によって対応の質にばらつきが見受けられます。特に、発達段階に応じた言語的働きかけや障害や情緒の理解に差があるため、適切な専門機関につなげているかなどの検証を行っています。現場の課題に合わせた研修の受講やスーパービジョン、事例検討などの学びの場の充実が必要です。施設全体で一定の水準を保つためにも、全職員に共通したスキルアップ機会の確保を望みます。 ■PDCAサイクルに基づく質の向上の体制作り 自己評価や第三者評価の結果から導かれる課題の改善策が一部曖昧なままのケースも見受けられます。改善項目が具体的に明示されていない、または実行計画が不明確な場合、PDCAサイクルの「A（見直し）」が十分に機能していない可能性があります。また評価を実際の改善につなげるため、改善策の明文化と実行計画の強化が求められます。改善について職員が話し合うための委員会が機能せず、現在は中断している状況です。養育・支援の質を高めるための、計画→実施→評価→改善のPDCAサイクルが施設内で組織的に機能していません。今後は、業務の改善や質の向上に取組む目的や意義を職員が共有し、チームワークを向上するための場として機能するよう取組むことを望みます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

このたびの評価において、特に評価が高い点として、担当養育制による愛着形成支援の実践、子どもの豊かな生活体験の機会の提供、里親支援の取り組みの3点を評価いただいたことについて、今後もより良い支援を提供できるよう尽力してまいります。思いを持ちました。ありがとうございました。
--

第三者評価結果（乳児院）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
	☐ 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	
	☐ 理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
	☐ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
	☐ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
	☐ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
	☐ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
【判断した理由・特記事項等】		
施設の理念に、「慈愛・知性・勇気」を掲げ、子どもの人権の尊重や個人の尊厳を明確に示しています。理念はホームページに掲載するとともに施設内に掲示しています。施設の目的や、理念、基本方針を定めていますが、それらから受ける職員のイメージや捉えに差異がないかなどを検証する機会がないため、統一した理解が十分とは言えません。また、子どもを取り巻く環境や法令、社会の要請など様々な変化の中にあり、理念や基本方針の見直しを理事長と検討中です。理念や基本方針は、施設の養育・支援に対する考え方や姿勢を示すものであり、職員の理解を深めるだけでなく、保護者や地域住民、関係機関にも広く周知することが必要です。理念や基本方針の策定に職員が参画することや、周知活動の強化を期待します。		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
	☐ 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	
	☐ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
	☐ 子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設（法人）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
	☐ 定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。	
【判断した理由・特記事項等】		
施設長は全国乳児院協議会や北海道社会福祉協議会の会議・研修に参加し、社会福祉事業全体の動向を把握しています。また、函館市の出生数や虐待件数、離婚率などの統計データを基に、全道平均と比較しながら定員数の増減を検討しています。一方で、児童相談所等からの情報の連携が不足しており、地域特有の課題把握には改善の余地があります。外的環境の把握だけでなく、施設経営の安定を図るために、利用率やコスト分析などを活用して現状評価を行っています。今後、児童相談所等との連携を強化し、養育・支援の内容や組織体制、人材育成を含めた包括的な現状分析を進め、将来的な展望を描いていくことを期待します。		

②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
	☐ 経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
	☐ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	
【判断した理由・特記事項等】		
年度末には職員が部門ごとに事業の総括を行い、課題の洗い出しと検討を進めています。施設長は、経営環境や状況を分析し、課題を理事会で共有していますが、経営の持続性や定員の維持に対する懸念があります。また、人材確保が重要な課題であり、実習生の受入れを積極的に行った結果、今年度は4名の採用につながる成果がありました。一方、看護師の採用には課題が残り、今後は適材確保の仕組みを強化する必要があります。今後、課題の改善策を具体化し、親子支援や里親支援など多機能化の推進を期待します。		

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
	☐ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	
	☐ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
	☐ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
	☐ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	
【判断した理由・特記事項等】		
経営環境の変化や現状分析をもとに令和2年度を始期とする中長期計画を策定し、乳児院のあり方を全国的動向と照らし合わせながら、新規事業や規模縮小時の収入シミュレーションを実施し、見直しを行っています。園舎建替えを含めた施設の再構築を検討していますが、現時点で実施には至っていません。また、北海道から里親支援センター運営の打診を受けるなど、新たな役割への期待が高まっています。今後は中長期計画における収支計画の策定を進め、具体的な施策の実施を推進することを期待します。		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
	☐ 単年度の計画(事業計画と収支予算)に、中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の内容が反映されている。	
	☐ 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
	☐ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
	☐ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
【判断した理由・特記事項等】		
単年度計画は中長期計画を踏まえて策定していますが、その内容が具体的な行動や数値目標に十分反映していません。具体的な予算案や計画内容について職員への説明の機会が十分ではありません。今後は、中長期計画を単年度計画へ具体的に落とし込み、設備、人員の配置や教育について明記し、今後予定している事業に関する準備なども含め、適切な予算と併せて計画全体を職員に分かりやすく説明する体制の整備と、実施状況の評価可能とする数値目標の設定を期待します。		

(2) 事業計画が適切に策定されている。

①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
	☐ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	
	☐ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	
	☐ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	
	☐ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	
	☐ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

事業計画は、行事や衣服等の業務分担ごとの担当者が年間の活動を総括し、翌年度に必要な予算を算出する形式で策定しています。しかし、全体的な事業計画や予算に関する職員への説明を行う機会がないため、周知不足が課題となっています。また、年度途中での計画見直しは実施していません。予算の消化状況は、施設長と事務担当者が定期的に確認していますが、職員全体での共有が不十分です。今後は、事業計画策定の手順を明文化するとともに、職員間での共有を図る仕組みを構築し、計画見直しを適宜実施する体制の整備を期待します。

②	7 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	c
	☐ 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	
	☐ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。	
	☐ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	
	☐ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

ホームページに事業計画と行事計画を掲載しています。しかし保護者等に対して行事計画は周知していますが、事業計画事態を直接説明する機会は設けていません。また、広報誌などの発行も行っておらず、事業計画の周知活動は限定的です。現在、乳児院の子どもについては、家庭での保育を優先するなどにより、地域移行が求められます。これに伴い、施設では地域の子どもたちへの支援を強化していく取り組みも始まっています。子どもの生活に密接に関わる内容等とともに、今後の施設の役割や事業内容を積極的にPRする取組も必要です。今後は、事業計画を含めた施設の取組内容を伝える工夫を行い、理解と信頼を得ていくことを望みます。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者
評価結果

①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
	☐ 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。	
	☐ 養育・支援の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。	
	☐ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
	☐ 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	

【判断した理由・特記事項等】

自己評価や第三者評価を実施していますがその結果を改善に向けて十分に活用しきれていません。子どもの抱える課題が複雑化・重層化する中で、発達障害等の対応が難しくなっている現状を踏まえ、幼稚園や発達支援事業所と連携し、外部支援を有効活用しています。また、子ども一人ひとりに個別対応を行うため、毎月ケース会議や職員会議を実施した後、グループごとに具体的な検討を重ねています。他方で、事業計画に措置変更となって退所した子どもの状況を確認することを位置づけ、併せて児童養護施設から施設での支援内容の検証や評価を受けられるよう体制整備を行うことも計画しています。今後は、自己評価や第三者評価で得られた課題を検討し、職員の教育テーマの選定や、改善につなげる仕組みの構築を進めるとともに、対応の質をさらに向上させる取組を期待します。

②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c
	☐ 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
	☐ 職員間で課題の共有化が図られている。	
	☐ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
	☐ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
	☐ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	
【判断した理由・特記事項等】		
子どもの課題に対する対応や具体的な対応ミスの改善に課題があります。以前は安全委員会を組織し、子どもの安全とサービスの向上について話合っていました。会の目的を逸脱し結論に至らないことから休止しています。心理士を雇用して子どもの支援体制を強化したいとの計画がありますが、施設の規模的な制約で難しい状況にあります。また、職員からの提案が乏しい現状も課題です。7～8人の子どもを1人の保育者が担当する負担の大きさについても認識しています。今後は、改善に対して職員の意識の統一を図るとともに改善課題を文書化し、具体策を検討するとともに、実施に向けた計画策定を望みます。		

Ⅱ 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
	☐ 施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
	☐ 施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	
	☐ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
	☐ 平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
【判断した理由・特記事項等】		
施設長の役割は職務分掌や管理規程、業務分担表に定め職員会議で周知を図っています。災害時の権限移譲については、安全計画や非常災害対策計画に明記し、職員間で電話連絡網が整備しています。しかし、職員に直接伝える機会となっている職員面談においては、施設としての対応に関する説明は行っているものの、施設長自身の役割や責任についての表明は行っていません。今後は、施設長が自らの責任と役割を明確に示し、職員の理解を深める取組を進めることを期待します。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
	☐ 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	
	☐ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
	☐ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
	☐ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
【判断した理由・特記事項等】		
法令集を備え、必要に応じ確認していますが、業務に必要な内容について職員に説明する機会は十分に設けていません。職員の介護・育児休業に関する規定変更時には説明を実施し、虐待に関する法律についても就業規則の規定を交えて啓発と注意喚起を行っています。今後は、法令遵守に関する規程を整備するとともに、法令の改正時や定期的な教育・研修を通じて職員への周知を徹底し、法令への理解を深める取組を期待します。		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。 ☐施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。 ☐施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。 ☐施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。 ☐施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。 ☐施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。 (社会的養護共通) ☐施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	b
---	--	---

【判断した理由・特記事項等】

施設長は養育の質向上を重視し、日常の養育の充実とともに子どもに家庭にいるときと同様の体験を提供することを目指しています。職員会議では行事担当者からの具体的な報告をもとに検討・改善を行い、施設長は職員の企画相談に対応し、方向性を確認しつつ指導力を発揮しています。職員が養育で悩みを持っている際に、外部から専門家を招聘し、令和6年5月に研修を開催し園全体の支援方法の改善を行っています。一方で、欠員による日中の職員不足が課題となっており、職員確保が喫緊の課題です。また、発達障害児への支援では専門機関との連携を強化しています。他の乳児院の活動を参考にするため職員の全国研修への参加を促しています。今後は人材確保や研修強化を通じた対応力の向上とともに、中断している安全委員会の再開を期待します。

②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。 ☐施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。 ☐施設長は、施設(法人)の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。 ☐施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。 ☐施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	b
---	--	---

【判断した理由・特記事項等】

施設長は、離職防止に向けて処遇面の改善を進めるとともに、職員の確保に取り組んでいます。また、経営の改善においては、他事業への展開を構想しており、施設改築のタイミングに合わせて職員が新業務に対応できるよう準備を進めています。施設の建替えを5～10年以内に検討しており、これに伴う業務の見直しや体制整備のビジョンの共有が必要です。今後は、計画的な経営改善と人材育成を通じ、職員が安心して働ける環境の整備と業務の実効性向上を期待します。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c
	☐ 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
	☐ 養育・支援に関わる専門職(有資格の職員)の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	
	☐ 計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。	
	☐ 施設(法人)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	
	(社会的養護共通) ☐ 各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	
【判断した理由・特記事項等】		
人員体制は職員の持つ専門資格や意向をもとに適材適所の配置を基本とし役割は運営規程に明記しています。しかし人員体制についての具体的な計画は立案していません。看護師の離職が多く、看護師不足が課題となっています。他方で施設の取組が評価され、施設でのボランティア経験のある若者の雇用に結びつくなど、人材確保に新たな可能性も見られます。職員の定着率向上を図るためには、引続き専門性の高い資格者が貢献できる業務内容や給与や待遇の改善が求められます。今後は、人材確保と育成に関する方針を明確にし、採用から育成まで職員を一貫して支える計画を策定し、組織的な人材基盤の強化を期待します。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	b
	☐ 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。	
	☐ 人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	
	☐ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
	☐ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
	☐ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
【判断した理由・特記事項等】		
施設として期待する職員像やキャリアパスは明確にしておらず、人事評価も実施していません。一方で、給与規定は整備しており、夜勤などの職務内容に応じた賃金への反映を通じて、職員が長く働ける仕組みづくりに取り組んでいます。今後は、職員が将来の目標を持ちやすくなるよう「期待する職員像」を明確にするとともに、専門性が発揮できる業務など、職員の意欲や意向に配慮した育成、評価、処遇を総合的に実施する体制の整備を期待します。		

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
	☐ 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	
	☐ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	
	☐ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	
	☐ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。	
	☐ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	
	☐ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	
	☐ 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	
	☐ 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

労務管理は管理規程に基づき、施設長が有給の取得状況を毎月確認し、事務担当者が一覧表を作成し有休消化を促しています。残業が発生しないように業務分担などにも配慮しています。結婚や出産などライフイベントによらず、安心して働けるようにワークライフバランスに配慮した職場環境づくりを進めています。一方で、メンタルヘルスについては個別面談時以外に特段の対策を講じていません。今後は、職種間で残業などにつながる業務量の差が生じていないかの検証や、職場内に相談窓口を設置するとともに、外部相談窓口の活用を案内するなど、職員のメンタルヘルスケアに向けた取組みの強化を期待します。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
	☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	
	☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標(目標項目、目標水準、目標期限)が明確かつ適切に設定されている。	
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

施設長は、職員の個人面談を行っており、その際に個別の目標について話し合っています。しかし、目標の立て方についての方針が曖昧で基準や狙いなどを踏まえた目標の設定の手法の周知が不十分です。今後、職員の個別面談でリーダー職、施設長と段階を踏んで職員が目標を明確にできるよう工夫を行って行くこととなっています。一方で、看護師に関しては給与や仕事内容がモチベーションの課題となっています。今後は、期待する職員像を明確にした上で、それぞれの職種や経験を活かすことができる環境の整備や、スキルや知識の取得などの目標達成を長期的な視点としても目指すことができるよう取組むことを期待します。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
	☐ 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	☐ 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	
	☐ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
	☐ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	☐ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

施設長が研修計画を策定しています。職員会議で外部研修に参加した職員が研修報告を行うなど、研修内容を職員へ周知していますが、研修の理解度や効果の測定は実施していません。令和6年度は職員に研修内容を周知し、参加希望を募っていますが研修の受講対象者は常勤職員に限っています。今後は、研修に関する基本方針を定めるとともに施設が求める職員像を知識や技術、専門資格の観点から明確にし、職員の雇用形態によらず理念に基づく支援が実践できるよう、非常勤職員を含めた全職員を対象とした教育・研修の充実を期待します。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
	☐ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	☐ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	☐ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	☐ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
	☐ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。 (社会的養護共通) ☐ スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	

【判断した理由・特記事項等】

施設長は職員の専門資格の取得状況を把握しています。しかし、個別面談で職員が業務遂行に必要なテーマやスキルアップのための研修受講の打診は行っていません。新任職員に対してはオリエンテーションを実施し、リーダーが新人の状況を確認し、2～3カ月間指導職員を配置する体制を整備していますが指導者のマニュアルや研修は実施していません。今後は、職員の目標管理とともに、施設が求める職員の知識や技術の水準と比較してどの段階にあるかを把握し、それに応じた多様な教育・研修のテーマや内容を検討することで、高い専門性が求められる支援ニーズに対応できる職員育成を行うことを期待します。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
	☐ 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	
	☐ 実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
	☐ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
	☐ 指導者に対する研修を実施している。	
	☐ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

乳児院は養育が難しい子どもの受入れ先としての役割も期待されており、社会的にもその重要性が増しています。乳児院の専門性を活かした取組や社会からの要請が高まる中、養成校からの紹介だけでなく、学生自らが実習施設としてさゆり園への実習を志望し、精力的に学んでいます。施設では事業計画に実習生の受入れ目的を明記しています。また、受入れマニュアル等を整備し、専門職を志す学生らに対して乳児院の理念に基づく取組みや仕事への興味や関心を高める機会を提供しています。実際に乳児院での実習が採用につながるケースもあり、地元以外からの就職者も見られます。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者
評価結果

①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
	☐ ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	
	☐ 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。	
	☐ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。	
	☐ 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の実存意義や役割を明確にするように努めている。	
	☐ 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	

【判断した理由・特記事項等】

ホームページにて理念や事業計画書、事業報告書、決算書、監事監査報告書、現況報告書、役員名簿に加え、第三者評価の受審結果を公開しており、施設運営の透明性を高めています。地域への広報や情報発信として、「ゆりっこ」を活用して事業の紹介や啓発に努めています。また、今後はホームページや広報媒体をさらに活用し、苦情対応体制や地域支援の取組みを周知するとともに、第三者評価の結果を活かした改善内容を発信し、地域や保護者との信頼関係を深めるよう期待します。

②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
	☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
	☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
	☐ 施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	
	☐ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	

【判断した理由・特記事項等】

経理規程や管理規程を整備し、職員が事務の仕事内容を把握しているほか、理事会に合わせて年3回の監事監査を実施しています。また、会計事務所から月1回財務状況の報告を受けるとともに、財務運営に関する助言を得て適正な運営に努めています。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。 ☐ 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。 ☐ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。 ☐ 施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。 ☐ 子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	b
【判断した理由・特記事項等】		
施設では、家庭環境での子どもの体験に近づくことを目指し、旅行や地域行事への参加を積極的に行っています。また、職員と一緒に新しい社会体験から子どもの興味や好奇心を満たすよう、外出行事や地域の観光、祭りへの参加を行い、地域との交流を深めています。また、幼稚園への通園や、幼稚園行事への参加も行っています。さらに、子育て支援の総合窓口としての役割を担う取組みも進めています。子育てひろばゆりっこクラブなど、地域の子育て世代や子どもの支援も行っています。今後は、事業計画等に地域との関わりについての基本的な考え方を明記するとともに、子育てひろばゆりっこクラブ等との交流の増進や、学生ボランティアの協力関係の強化などに取組んでいくことを期待します。		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。 ☐ ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。 ☐ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。 ☐ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。 ☐ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	b
【判断した理由・特記事項等】		
事業計画書や養育の手びきにボランティア受入れの基本姿勢を明示し、マニュアルを整備しています。里親会での講演を通じた地域連携の事例もありました。ボランティアは、子どもと遊ぶことを中心に活動を行っていますが、活動内容を充実させるためのボランティア教育が課題となっています。今後はボランティアの受入れ時の教育体制を整備することで、施設内だけではなく子どもの豊かな社会体験の獲得にも助力を得られるよう、取組んでいくことを期待します。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。 ☐ 当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。 ☐ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。 ☐ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。 ☐ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。 ☐ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	a
【判断した理由・特記事項等】		
施設では、関係機関のリストを作成し、手引きとして活用しています。函館では中央病院の医師を中心に連携を綿密に図っており、要保護児童対策地域協議会を含めた連携体制を整備しています。また、年1回の児童相談所との連絡会議や月1回の里親支援員の会議参加を通じて、関係機関との連携を継続的に深めています。施設には函館児童相談所管内の里親支援専門相談員も常駐しており、里親との支援や協力関係も構築しています。		

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
	☐ 施設(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	
	(社会的養護共通) ☐ 施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
	(5種別共通) ☐ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	

【判断した理由・特記事項等】

施設では、子育てひろばゆりっこクラブで地域の親子を受入れ、地域の状況や課題についての把握に努めています。また、ショートステイやトワイライトステイの受入れを行い、子どもや保護者の状況に対応することで地域の福祉ニーズの把握に努めています。また、児相との連携のほか、里親支援や、施設の歴史と専門性を活かしたネットワークも構築しています。今後は、育児相談支援事業や災害時の乳児への支援対応など、施設が地域から期待される役割を具体的に検討し、培った専門性を地域福祉の向上に活かす取組を期待します。

②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。	
	☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	
	☐ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	
	☐ 施設(法人)が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	
	☐ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

施設では、事業計画に基づき、子育てひろばゆりっこクラブを通じて施設の専門性を活かした取組を行い、地域の子育て支援に寄与しています。今後は、子育て支援事業のさらなる充実に加え、非常災害時における行政や地域との連携を強化し、災害発生時には被災した子どもや住民への支援を可能な範囲で検討し、事業継続計画に位置付けることや、関係機関との非常災害時の連携について備えていくことを期待します。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
	□理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
	□子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
	□子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の養育・支援の標準的な実施方法等に反映されている。	
	□子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。	
	□子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	
【判断した理由・特記事項等】		
職員の入職時には、各クラスのリーダーが行うオリエンテーションの中で、療育の手引きを元に説明しています。子どもを尊重した療育については、入職後数か月配置する指導職員からOJTを通じて学んでいます。職員研修としてアングーマネジメントの受講や、障害者支援センターから子どもへのかかわり方の助言を受けるなど、外部からの情報を取り入れて適切な対応を学び、実践しています。職員は子どもへのかかわりについて毎日自主評価を行っています。今後は、園として倫理等や、CAREプログラム等を含む研修計画の作成、職員個別の自主評価を全体的に集約するなど園としての実践状況の評価を行っていくことを期待します。		
②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	b
	□子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
	□規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。	
	□一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。	
	□保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	
【判断した理由・特記事項等】		
子どものプライバシーとして、子どもの衣服やおもちゃなどを個別に管理したり、オムツ替えの際にはカーテンなどを使用し他の子どもからも見えないようにする工夫を行っています。また、子どもの入浴も性別ごとに行うなど、子どもの目線に立ったプライバシー保護の取組を推進しています。日々の実践や、様々な研修の中から子どものプライバシーの保護についての職員意識が醸成され、生活場面での配慮を行っています。プライバシー保護に関するマニュアルは整備していません。また、療育の手引きにも現在実践しているプライバシー配慮の視点について加筆していくことを期待します。		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
	□理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	
	□施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	
	□施設に入所予定の保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。	
	□見学等の希望に対応している。	
	□保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	
【判断した理由・特記事項等】		
保護者には児童相談所を通じて施設のパンフレットを渡したり、児童相談所で予め説明を受けていても、資料等を使って丁寧に説明を行っています。児童相談所との説明に齟齬が生じないように、施設の状況等について児相担当者との連携も密接に行っています。また、ショートステイも実施しているため、見学の受入れも行っています。施設で行っているゆりっこクラブなどの事業も含め、広報誌を発行し、より多くの情報の発信を計画しています。		

②	31 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。	a
	☐ 保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	
	☐ 養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、保護者等の自己決定を尊重している。	
	☐ 養育・支援の開始・過程においては、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	
	☐ 意思決定が困難な保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	

【判断した理由・特記事項等】

療育の開始時は、保護者等に対し説明書類を用いて説明を行っています。保護者等との調整は、家庭支援専門相談員は中心となって行っています。開始時の手続きは説明書類を用いて保護者等の理解度を図りながら同意を取っています。保護者等からの意向を受け、子どもの成長の様子を写真を交えて伝えています。また、養育の手引きに家族への対応や面会について記載し、職員が行う配慮や注意点をまとめています。面会については、児相との連携により家庭復帰プログラム等に基づいて行っています。面会は子どもと保護者にとって重要な機会と捉え、面会時間の希望に添えるよう遅い時間帯であっても可能な場合は対応しています。

③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
	☐ 養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	
	☐ 他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	
	☐ 施設を退所した後も、施設として保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	
	☐ 施設を退所した時に、保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	

【判断した理由・特記事項等】

療育の手引きに退所時や措置変更についての項目を追加しました。家庭支援専門相談員が中心となり、児相と連携しながら対応しています。子どもの最善の利益が守られるよう、児相への状況説明や施設として今後の見解も伝え慎重な判断を行っています。家庭復帰の場合は、外泊などの実施は支援計画にも記載し状況を把握しています。子どもに対しては、自分の育ちを振り返ることができるよう、アルバムを渡しています。また、養子縁組や里親委託、児童養護施設などへの措置変更の場合も子どもの受入れ先との連携体制を整え、里親支援などを含め、子どもと保護者等を継続的に支えています。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
	(乳児院) ☐ 子どもとの日々の関わりのなかで、子どもの満足を把握するように努めている。	
	(乳児院) ☐ 職員等が、保護者等とのコミュニケーションを可能な範囲で図り、定期的に保護者等の満足を把握している。	
	☐ 把握した子どもの満足を集約する担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために検討会議の設置等が行われている。	
	☐ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

今まで伝統的に行ってきた子どもの職員宅への外泊行事を取りやめ、定期的に1泊2日の宿泊旅行に出かけています。子どものリクエストから行先を決定し、テーマを決めて学びや楽しい思い出作りのため東北方面まで足をのばしています。旅行後には子どもから感想を聞いたり、絵日記を描いたりしています。また、職員とアルバムを見ながら子どもがどのように感じたかも聞き取っています。在籍する子どもの年齢も幅広いため、子どもの年齢に合わせた遊びなどを工夫しています。今後は、保護者アンケートの実施も検討しています。保護者等の満足度などを聞く機会を持ち、子どもの支援に活かしてきよう期待します。

(4) 保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	c
	☐ 養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	
	☐ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。	
	☐ 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
	☐ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	
	☐ 苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。	
	☐ 苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	

【判断した理由・特記事項等】

ホームページにて、『「苦情申し出窓口」の設置について』を掲載しています。苦情解決責任者と受付担当者、第三者委員の氏名を記載するとともに苦情解決の方法も明記しています。施設の入口には相談担当者や第三者委員の設置について掲示し、玄関の横に設置した意見箱でも苦情等を受け付けています。ホームページでは、苦情解決の方法を記載していますが、職員向けのマニュアルはありません。また、第三者委員は名前のみで連絡先を記載していません。今後は、苦情相談記録簿に受付と解決を図った記録を残すことや苦情相談を行った保護者のプライバシーに配慮したうえで公表していくことを期待します。

②	35 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
	☐ 保護者等が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	☐ 保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	☐ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	

【判断した理由・特記事項等】

保護者等の対応は家庭支援専門職員が行っています。普段の子どもの様子や成長を伝え、保護者とできるだけ連絡を取るようし、相談や意見を表出しやすいようにしています。保護者等の来所時には相談室を活用するなど、プライバシーに配慮しています。しかし、相談先を明記した「ご家族の皆様へ」の書面は保護者等に配布していません。今後は、保護者等に相談窓口についた文書を渡し、保護者等が話しやすい職員を選択できるように職員との関係作りを行うことや、職員に対して相談苦情受付についてや守秘義務について学ぶ機会を作ることを期待します。

③	36 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
	☐ 職員は、日々の養育・支援の実施において、保護者等が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	☐ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者等の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	☐ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	☐ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	☐ 意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	
	☐ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

保護者等からの相談や意見を受けた場合は、職員が共有し、対応を検討しています。また、内容は業務日誌や個別記録にも記載しています。場合により、園長や児相にも相談し、場合により児相から回答する場合があります。相談や意見に対する対応は、保護者等へのフィードバックの時期や方法についても含めマニュアル化していません。また、令和6年度の業務分担表でも、担当者を記載していません。今後は組織的な対応を行うため、現在実践している相談や意見への対応をマニュアル化し、記録様式等も整備することを期待します。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
	☐ リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	
	☐ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	
	☐ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	
	☐ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	
	☐ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	
	☐ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

安全計画マニュアルと、年間計画として4期に分けて「園外保育」「緊急時」「職員教育」などのテーマごとに取組み内容を定めています。その他にヒヤリハットや事故事例等の報告を受け、各職員が再発防止に努めています。園内遊具の点検担当職員を定めるほか、園内で蘇生法(AED)の研修を行っています。以前あったヒヤリハットや事故事例を検討する安全委員会は、事故の原因究明や再発防止よりも事故の責任の所在の追及が行われたため休止しています。ヒヤリハットの様式も、職員の反省を記載する欄はありますが、改善に向けて記載する欄がありません。ヒヤリハットや事故記録は再発防止に向けた取組みであることを明確にする必要があります。安全計画マニュアルでは、災害時や事故発生時の対応が主な内容となっていますが、リスクマネジメントの観点から、事故予防の内容を盛り込むことや、場面や子どもの年齢などに合わせた視点も大切です。定期的に職員に対して予防と対応についての研修を行うことや安全委員会の再開、収集した事例の分析、改善のための取組を組織的に行っていくことを期待します。

②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
	☐ 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	
	☐ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直ししている。	
	☐ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
	☐ 感染症の予防策が適切に講じられている。	
	☐ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	

【判断した理由・特記事項等】

感染症対策マニュアルを整備しています。感染症予防策や感染症の種類、症状等について記載し、発生時における看護方法は療育の手引きに記載しています。クラスごとのリーダーが中心となり感染予防対策にあたっていますが、感染症に関する研修や感染症委員会は組織していません。現在は看護師を配置していないため、日常的な医療的視点からの助言を受けられない状況にあります。今後は、感染症マニュアルを見直し、別冊となっているコロナウイルスに関する項目もマニュアルに追加するとともに、感染症蔓延防止の視点を盛り込むことなどを含めて、定期的なマニュアルの見直しと、職員研修の実施を期待します。

③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
	☐ 災害時の対応体制が決められている。	
	☐ 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。	
	☐ 子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	
	☐ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	
【判断した理由・特記事項等】		
安全計画マニュアル、非常災害時防護隊を編成し役割を定めています。計画的な備蓄を行い、毎月の避難訓練を実施し、0歳から6歳までの子どもに必要な配慮について検討を重ねています。施設内で被災した場合の想定での訓練を行っていますが、災害は時と場所を選ばないため、施設は高台に位置しますが、子どもと市街地に出かけている場合の避難や連絡方法について職員に周知するとともに実践的な内容で事業継続計画を策定し継続的に見直していくことを期待します。		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
	☐ 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	
	☐ 標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。	
	☐ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	
	☐ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	
【判断した理由・特記事項等】		
養育の手引きを標準的な支援方法のマニュアルとして運用しています。子どもの権利として、児童憲章や施設の理念基本方針を踏まえて作成しています。プライバシーの配慮についても触れていますが、何をどうするかなど、具体的でない部分もあります。また、受入れている子どもの年齢も0歳から6歳までと幅広いことから、年齢に応じた内容も十分ではありません。被措置児童等虐待対応マニュアルなども整備していますが、マニュアルの作成時期を明記していません。障害児なども含め、受入れる子どもに対応した療育や支援について網羅したマニュアルの作成を期待します。		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	
	☐ 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	
	☐ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	
【判断した理由・特記事項等】		
標準的なマニュアルにおいて、施設全体の療育や支援の標準的な実施方法を網羅していません。また、既存のマニュアルの見直しの必要性は認識していますが着手していない状況です。施設として支援の向上のために必要なテーマについて学ぶ機会を企画しており、発達障害について外部の専門家を招聘し職員教育を行っていますが、学んだ内容のマニュアル化には至っていない状況です。今後はマニュアルの見直しの時期や手順を定めるとともに、子どもの療育や支援に必要な内容を職員が実践できるようマニュアル化していくことを期待します。		

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
	☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。	
	☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	
	☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員(種別によっては施設以外の関係者も)が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	
	☐ 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。	
	☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員(種別によっては組織以外の関係者も)の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	
	☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	

【判断した理由・特記事項等】

児童自立支援計画書の作成の流れは決まっていますがマニュアルは策定していません。各クラスの責任者等が児相から提供を受けた児童入所調査票の内容と入所時の観察からフェースシートを作成し、児童自立支援計画を立てています。その他の情報として、小児科の所見やリハビリテーション、アレルギーなどの観点も考慮しています。家庭復帰に向け保護者等のニーズも洗い出し、支援方法なども併せて検討しています。今後は自立支援計画策定責任者を定め、アセスメントの手法を明確にすることが必要です。また、被虐待児などに対し心理的な支援の必要性についてアセスメントするための仕組みを整えていくことを期待します。

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
	☐ 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	
	☐ 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者等の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	
	☐ 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	
	☐ 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容(ニーズ)等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	

【判断した理由・特記事項等】

児童自立支援計画は、入所後1ヵ月以内に作成し、自立支援計画の内容を月間養育計画に落とし込んでいます。再評価は6ヵ月、1歳、1歳6ヵ月、2歳と各検診後1ヵ月以内と定め、自立支援計画に記載しています。著しい状況の変化があった場合は随時見直すことにしています。ケース会議は毎月行っていますが、職員への計画の周知や評価・見直しへの参加を含め、自立支援計画のPDCAサイクルがわかるマニュアルは作成していません。子どもと家庭支援の計画、乳児院退所後に向けた関係調整などが一体的に職員に理解できるようにする工夫とともにモニタリングの手法を含め、詳細なマニュアルを作成することを期待します。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
	☐ 子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	
	☐ 自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。	
	☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	
	☐ 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	
	☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	
	☐ パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	

【判断した理由・特記事項等】

子どもに関する情報は、経過記録に24時間の体温・皮膚状態などを記録し、育成日誌に子どもの様子の記録を行っています。また、1歳までは全員に体動センサーを使用し、状況をモニターしています。子どもの情報で職員に周知が必要な内容は、出勤時の送りや各クラスのミーティングで周知し、階段のボードにも貼出して随時確認しています。記録は手書きのものも多く、タイムリーに現場の支援に活用できる形式であるかや、自立支援計画のモニタリングの際に計画に基づく実施状況の記録を活用しやすい形で記載しているかなどの検討を行い、マニュアル化を含め整備していくことを期待します。

②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
	☐ 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	
	☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	
	☐ 記録管理の責任者が設置されている。	
	☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	
	☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	
	☐ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。	

【判断した理由・特記事項等】

個人情報の保護に対する基本方針を定め、「特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」「特定個人情報等取扱規定」に則って運用しています。また、子どもの出自を知る権利に配慮し、子どもの記録は永年保管を行っています。今後は、施設としての個人情報の保護方針をホームページで公表するとともに、母親や子どもに対して施設の方針を伝えていくことも必要です。また、職員教育を行うとともに、情報の保管や開示の方針や開示手続きについても規定を作成することを期待します。

内容評価基準（22項目）

A－1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
	☐ 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
	☐ 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	
	☐ 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	
【判断した理由・特記事項等】		
倫理綱領及び理念において子どもの権利擁護と尊厳を守ることについて明記しています。また、子どもの支援の基本となる養育の手引きの冒頭でも子どもの権利擁護について定め、職員への理解を促しています。職員は、子どもの権利擁護が日常的に出来ているかを毎日の自主評価表チェックで振返り、会議やミーティングで適時協議していますが、具体的に検討する機会を定めていません。今後は、現在運用している仕組みが職員の行動の変容に繋がっているかの検証や、施設として自主評価表チェックの結果を活かし、支援の質の向上への取組み、自主評価表チェック項目の見直し、養育の手引きの定期的な振返りの機会を定めるなど、子どもの権利擁護に関して、職員の理解を深めることを期待します。		
(2) 被措置児童等虐待の防止等		
①	A2 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
	☐ 不適切なかかわりについて、具体的な例を示し職員に徹底している。	
	☐ 会議等で取り上げる等により、不適切なかかわりが行われていないことを確認している。	
	☐ 不適切なかかわりの防止の視点から、職員体制の見直し等の検討・取組を行っている。	
	☐ 不適切なかかわりがあった場合の対応方法等を明文化している。	
	☐ 被措置児童等虐待の届出・通告制度について対応マニュアルを整備し、研修会などで職員に周知・理解をはかっている。	
【判断した理由・特記事項等】		
被措置児童等虐待対応マニュアルを整備し、虐待や不適切な対応への注意喚起、対応のフローチャート、確認書を整備しています。会議、ミーティングなどで虐待・不適切な関わりについて振返っています。ヒヤリハット報告書はありますが、虐待や不適切な関わりについては活用していません。園内外の研修にも参加していません。今後は倫理規程などで体罰の禁止などを明記することや、不適切なかかわりの予防と早期発見のためのチェックシートの活用、園内研修の実施、外部研修に積極的に参加し職員間で情報共有するなど、不適切なかかわりの防止と早期発見に取組むことを期待します。		

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
① A3 子どものこころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んでいる。 ☐ 乳幼児に対する受容的・応答性の高いかわりを心がけている。 ☐ 子どもと養育者の信頼関係が築かれ、子どもが不安になった時など、いつでも応じられるように養育者が側にいるよう配慮されている。 ☐ どの乳幼児も保護者等、あるいは担当養育者、里親等、特定のおとなと個別のかかわりを持つことができる体制が整備されている。 ☐ 特別な配慮が必要な場合を除いては、基本的に入所から退所まで一貫した「担当養育制」をとっている。 ☐ 担当養育者と個別のかかわりを持つことができる時間を確保している。 ☐ 語りかけや「だっこ」「おんぶ」などの身体ふれあひを通して心の安定を図り、心地よい状態を共有できるよう努めている。 ☐ 被虐待経験のある乳幼児等特別な配慮が必要な乳幼児に対しては、個々の状態に応じた関係づくりを行っている。	a
【判断した理由・特記事項等】 担当養育制を取入れ、クラス担当を持上がりとするなど同じ職員ができるだけ関わるようにしています。3交代勤務制のためホワイトボードに連絡カードを貼り、いつでも子どもに関する情報を確認できるようにし、乳児クラスは連絡ノートに記載するなど確実に情報を引き継ぐ様にしています。職員は一人ひとりの子どもに個別に関わる時間を持ち、時間帯、場所などを変えて食事を共にしたり、子どものペースで遊んだり、散歩するなどゆっくりかかわる時間を持っています。子どもがやりたいことを取入れ、要求に応えることや子どもの思いをくみとる様に努めています。家庭支援専門相談員と里親支援専門員を配置し、連携しながら里親宅への外出・外泊の機会をつくるなど、被虐待児童に1対1の対応と保護者への援助をしています。	
② A4 子どもの生活体験に配慮し、子どもの発達を支援する環境を整えている。 ☐ 日々の生活リズムは発達や子どもの気持ちに沿いながら一人ひとりにあった形で進められている。 ☐ 入所までの生活環境や身体的成長の差等から生じる子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、尊重している。 ☐ 一人ひとりの子どもの欲求や要求に対し、抱いたり声をかけるなど、タイミング良く気持ちを受け止め対応している。 ☐ 子どもの個々の発達や状態に応じた適切な言葉を用い、穏やかに言葉かけをしている。 ☐ 安定した環境の中、おもいおもいに遊ぶことができる安全で使いやすい遊具などがあり、自由に遊びに取り組めるよう配慮されている。 ☐ 他児と区別された「自分のもの」といえる玩具、食器、衣類、戸棚などの個別化が図られている。 ☐ 自然と触れ合える外遊びが養育者との十分なやりとりを交え提供されている。	a
【判断した理由・特記事項等】 入所時観察アセスメントで、乳幼児のそれまでの生活環境や成長、発達状況を把握しています。入所後は、乳児発達記録表や遠城寺式・乳幼児分析発達検査表で個々の発達を記録し発達を把握し養育しています。親子支援室の和室や遊戯室で遊んだり、外遊びを行っています。食育計画と連動し、近隣の店に好みの菓子やパン、衣類などを購入する外出や市内の公園、港まつり、氷の祭典、遠足、園庭での夏祭り等の行事、野菜づくり、遊戯室での各種行事、一人の乳幼児に職員一人がついて道外宿泊旅行など、自然と触れ合い季節を感じたり、生活体験の幅が広がる取り組みをしています。また、個別の衣類ダンス、ロッカーには子どもの好きなシールを貼り、玩具は子どもが自由に取出せるようにするなど、子どもの発達を支援する環境を整えています。	

(2) 食生活

①	A5 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	a
	☐ 授乳は、自律授乳を基本としつつ、個々のリズムや体調に合わせて量や時間を工夫している。	
	☐ 授乳時は、乳幼児を抱いて、目を合わせ、やさしく言葉をかけ、ゆったりとした気持ちで飲めるように配慮している。	
	☐ 授乳後は、吐乳・溢乳等を防ぐために排気を十分に行っている。	
	☐ 一人飲みをさせていない。	
	☐ 生体リズムの乱れなどで自律授乳や自発的意思の授乳が難しい乳幼児には、その子の状態に応じた授乳を工夫している。	

【判断した理由・特記事項等】

乳幼児の個別のリズムに合わせた授乳を基本とし、成長・発達・体調に合わせて量や時間を調整しています。職員は乳幼児と目線を合わせ、語りかけと微笑みを送りながら優しく抱き、安心して飲めるようにしています。一人のみをさせない様に努めています。授乳後は排気を十分に行っています。自律授乳や自発的意思の授乳が難しい乳幼児に対しては体重の増加の推移を目安としながら、授乳方法を工夫しています。また、調乳室には乾燥機を設置し乳首、哺乳瓶を消毒、調乳の手順を貼るなど、衛生管理を徹底し胃腸炎など感染症予防に努めています。

②	A6 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	a
	☐ 在胎期間も含め、入所に至るまでの経過や発育、発達状況を踏まえ、一人ひとりに合わせた食の取組が行われている。	
	☐ 個々の状態に合わせて離乳を開始し、様々な食べ物や味に慣れさせている。	
	☐ 食事をいやがったり遊びだしてしまう場合にも、時間をかけてゆったりとした気持ちで与えている。	
	☐ 噛む力を養うために、食品の種類や調理方法を工夫している。	
	☐ 栄養士や調理員等は養育者とともに、咀嚼や嚥下の状況を確認し発育状況や体調を考慮しながら離乳食を進めている。	

【判断した理由・特記事項等】

新しい食材を食べるときはトレーに表示し摂食状況やアレルギーの出現の有無などの情報を共有し、月齢に捉われず乳幼児の発達や発育を考慮し一人一人に合わせた離乳食を提供しています。また、毎月の給食委員会で、栄養士と保育士で留意していることや調理方法などを確認し、離乳食を進めています。乳幼児のペースに合わせ、食べようとする意欲を大切に、楽しく、ゆったりと食べられる様に取組んでいます。

③	A7 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	a
	☐ 食事場所は清潔に保たれ、明るく楽しい雰囲気ですぐに食事ができるよう工夫している。	
	☐ 子どもが食べやすいように、身体に合わせテーブルと椅子の高さを適切に調整している。	
	☐ 乳幼児が自分で食べようとする意欲を育てられるように、手に持って食べやすいものを用意したり、食器やスプーンなどに触れられるように配慮している。	
	☐ 食前の手洗い、食前食後のあいさつ、食後の歯磨きなどが定着するよう支援している。	
	☐ 養育者や他児と一緒に食事を楽しんでいる。	
	☐ 食事の食べ方や量にばらつきがあっても全部食べることにこだわらず、おいしく楽しく食べられるように、子どもと目線を合わせ、様子をみながら言葉をかけるなど雰囲気づくりに気を配っている。	
	☐ 日々の食生活を通じて食べたいものや好きなものが増える工夫がされている。	
	☐ お腹がすくリズムが持てるよう、朝食・昼食・夕食の間隔は適正になっている。	
	☐ 栄養士、調理員等が、食事の様子をみたり、介助するなか、一人ひとりの発育状況や体調を考慮した調理を工夫している。	

【判断した理由・特記事項等】

調理室と食事場所は隣接しており、栄養士、調理員が子どもの食べる様子を見ることができます。子どもの喫食の様子を確認したり、食べ物の説明をするなど、子どもの食に対する興味を引出し、要望や意見を聞き、メニューに取入れています。身体に合わせテーブルと椅子の高さを調整し、正しい姿勢で食べることができるようにしています。また食事の場所を、ロビー、親子支援室で職員と1対1または屋外など好きな場所を選ぶこともできます。旬の食材や季節にちなんだ行事食、誕生日の企画はクラス担当が行っています。食事中には過剰な声掛けはせず、食事時間を定めて生活リズムを整えるようにしています。子どもの習慣として食前の手洗い、食前食後のあいさつなどが定着する様に支援し、食事をおいしく楽しく食べるようにしています。

④	A8 栄養管理に十分な注意を払っている。	a
	☐ 十分なカロリーと栄養のバランスよい献立が、栄養士により準備されている。	
	☐ 栄養だけではなく季節感を取り入れた食事が提供されている。	
	☐ 乳幼児の体調、疾病、アレルギー等に個別に対応した食事を提供している。	
	☐ 乳幼児の嗜好や栄養摂取量の把握に努め、献立に反映している。	
	☐ さまざまな「食育」への取組を行っている。	
	☐ 発達に応じて、食事の準備や食事作りを見たり、かかわる機会を持ち、食べることに興味関心を持つことができるよう工夫している。	

【判断した理由・特記事項等】

栄養士は乳幼児の嗜好や栄養摂取量の把握に努め、毎月開催する給食委員会と連携し十分なカロリーと栄養のバランスよい献立表を作成しています。献立には旬の食材を取入れ、行事食は季節感を味わえるようなメニューを考案し、盛付けにもアイデアを凝らして、子どもがワクワクしながら味わえるよう工夫しています。アレルギーの子どもには、除去食、代替食の対応をすると共に、個別に24時間の日課表を作成し、職員全員が「個別取組みプラン」に基づいて、原因食品が子どもの口に入らないよう厳重に管理しています。

(3) 日常生活等の支援

①	A9 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	a
	☐ 衣類は吸湿性・通気性に富み、清潔を保ち、肌に刺激の少ない材質を使用している。	
	☐ 乳幼児の体型を考慮し、活動を阻害せず、着脱が容易なものを使用している。	
	☐ 気候調節へ配慮し、寒暖の状態に適した枚数と厚さにしている。	
	☐ 寝ている生活が主なときは前開きのものを、動きが活発になったら活動的で腹部や背中に出ないものを選ぶなど、生活実態に適し、個々の発達に応じた衣類管理を行っている。	
	☐ 衣類は個別化し、個人別に収納している。	

【判断した理由・特記事項等】

衣類は通気性の良いものにし、肌着は綿と定めています。クラスごとに衣類管理者を決め、季節にあった衣類や乳幼児の体型を考慮した衣類を用意し、定期的に洗濯し清潔に管理しています。寒暖の状態に適した枚数と厚さを考慮し、肌の刺激の少ない素材や着脱しやすく動きやすいものなどを使用しています。居室には、個別のタンスとクラス共有のタンスを用意し、天気や場面の变化などに柔軟に対応しています。服は個別で子ども同士で共用していません。子どもと一緒に衣類の買物に行ったり、子どもの希望を聞いて衣類を用意するなど、子どもが自分で気に入った服を着て楽しむことができるようにしています。

②	A10 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。	b
	☐ 室内の環境として、温・湿度、換気、明るさ、静かさ、音楽などを快適に保っている。	
	☐ 寝具の環境として、肌に触れる素材は綿素材を用い、広さ、形状、硬さなどを快適に保っている。	
	☐ 睡眠時の状況を観察している。	
	☐ 快適に十分な睡眠をとれるよう、個々の乳幼児の発達・心理に配慮した職員の対応など具体的な独自の取組を行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

養育室と寝室は別室となっており、乳児は個別のベッドで一人ひとりの睡眠リズムに応じて快く睡眠ができるように、照明、換気、湿度、温度に配慮しています。寝具はその子どものお気に入りのタオル等を使用し定期的に交換し清潔で心地よい環境を整えています。また、夜泣きする子どもには、原因を取り除き、声かけをして寄り添い眠れるようにしています。睡眠時の観察は30分毎に記録し、体動センサーが反応した時はすぐ見回っています。さらに乳児室はカーテンを締切らず、職員は廊下を通る際に乳児の状態を観察するなど、多数の目で子ども安全管理に努めています。今後は、救急救命の視点から、30分毎に行っている見回りの時間を再検討することを期待します。

③	A11 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	a
	☐ 入浴・沐浴を毎日している。	
	☐ 浴室・沐浴槽などの設備やタオル・バスタオルなどの備品は常に清潔が保たれている。	
	☐ 乳幼児の年齢、発達、発育等、個々の状況に応じた入浴方法がとられている。	
	☐ 安心して、心地よく、楽しい入浴・沐浴になるような言葉掛けなどの配慮がなされている。	
	☐ 入浴・沐浴に際し、おもちゃ等を用意し、心地よい体験になるよう工夫している。	

【判断した理由・特記事項等】

入浴や沐浴は日課となっています。複数体制で日により職員も一緒に入浴し、幼児は男女別に入浴します。子どもの好む湯の温度、好む玩具、壁絵にはキャラクターを貼り、職員はバスタブで子どもと同じ目線の高さで声を掛けながら、安心して心地よく、楽しい入浴・沐浴になるようにしています。感染症の子ども入浴は最後とし掃除、消毒など衛生的に管理しています。

④	A12 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	a
	☐ おむつ交換のときに、言葉をかけながら身体をマッサージなどして、おむつ交換が心地よいものであることを伝えるように心がけている。	
	☐ 発達段階に応じて、排泄への興味が持てるように配慮している。	
	☐ 発達段階に応じて、おむつが濡れていないときは、便座に誘導するなどして自分から便座に座る意欲を持てるように配慮している。	
	☐ 発達段階に応じて、個々の幼児のリズムや気持ちに合わせて誘導を行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

排泄は、個々の子どものリズムや気持ちに合わせて誘導しています。乳児はベット、幼児はパーテーションなど使いプライバシー保護に配慮し、おむつ交換は専用マットを使い衛生面に配慮しています。声掛けと身体マッサージなど心地よい関わりをしています。トイレトレーニングは、成功すると子どもが好きなキャラクターシールを選び表に貼り、子ども自身が目標に向かい成功体験の喜びを共有し、排泄自立への意欲がもてるように工夫しています。

⑤	A13 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	a
	☐ 玩具の色・形や音色などを選ぶように工夫している。	
	☐ 戸外に出かけ、外界への興味を広げられるように配慮している。	
	☐ 模倣遊びや職員や他の乳幼児とのふれあい遊びを通して、情緒の育成を図り、人との豊かなかかわりができるように配慮している。	
	☐ 養育者や他の子どもと楽しく遊ぶことができるよう心がけている。	
	☐ 子どもの五感を育てる遊びが提供できるよう工夫している。	
	☐ 月齢により、収納場所を設け、玩具の個別化をし、自分の物という喜びや認識ができるよう工夫している。	
	☐ 子どもの手の届く所に玩具の収納場所を設け、年齢によっては自由に出し入れして遊べるようにしている。	

【判断した理由・特記事項等】

乳幼児は月齢や発達段階に応じて遊びを通じて成長できるよう、月間養育計画を作成しケース会議で乳幼児の様子を共有しています。また子どもごとに、自分の引出しに個別の玩具の保管をしています。また日常的に園庭で遊んだり、地域への外出機会が増えたことから様々な刺激を受けることが多くなり、コロナ過で自粛を行っていた時期よりも子どもの遊びの幅が広がっています。

(4) 健康

①	A14 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	b
	☐ 健康観察記録を作成し、日々の健康状態の変化が一目で把握できるように工夫している。	
	☐ 日常的に医療機関等と適切に連携するよう努めている。	
	☐ 嘱託医による定期健康診断では、身体発育の状態や精神・運動発達・情緒的問題等について総合的な診察を行っている。	
	☐ 乳幼児の条件や集団の構成に応じて、適宜予防接種を行っている。	
	☐ 異常がある場合には、医療機関を受診するなど適切に対応している。	
	☐ ミルクや離乳食を開始した当初は、発疹などアレルギー症状の出現に注意し、異常所見が見られた場合には速やかに医師に相談し対応策を講じている。	

【判断した理由・特記事項等】

乳幼児の毎日の体調を24時間記録し、体調の変化の際はすぐに対応しています。嘱託医が定期的に健康診断を行っているほか、専門医の受診が必要な場合には職員が同行しています。入所時の児相や保護者等からの情報が不十分な場合も想定し、特に入所後の観察やアレルギーには細心の注意を払っています。また、1歳までは体動センサーを使用していますが、夜間の確認は30分毎となっています。乳幼児突然死症候群への対応についてや、看護師の早期の配置などについて取組むことを期待します。

②	A15 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	b
	☐ 病・虚弱児等個々の健康状態の変化が、常に把握できるように工夫している。	
	☐ 服薬管理表等により、適切な服薬管理を行っている。	
	☐ 専門医や主治医の協力のもと、乳幼児の健康状態に応じた療育計画や発達支援計画などを含む支援のプログラム等を作成して、乳幼児の適切な発達を支援している。	
	☐ 専門医や主治医による定例的な診断を受けている。	
	☐ 異常所見がみられた場合には、速やかに専門医や主治医に相談できる連絡体制をとっている。	

【判断した理由・特記事項等】

病・虚弱児など個々の健康状態の変化を経過記録しています。疾患の状況により遠隔地の受診にも職員が対応しています。服薬管理はクラス担当が主にしており、チェック表を使い職員のダブルチェックとし、薬剤情報は、子どもの部屋と掲示板に貼り職員間で情報共有し誤薬が起きないようにしています。また、病・虚弱児等の主治医とは常に連携し、異常所見が見られた場合は、携帯電話で専門医、主治医とすぐに連携が取っています。現在は看護師が欠員していることもあり医療的ケアが必要な子どもの受入れは行っていません。今後は、欠員となっている看護師の雇用を行うなどにより、医療的な視点を日々の健康管理に取入れることを期待します。

(5) 心理的ケア

①	A16 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	b
	☐ 心理的な支援を必要とする乳幼児について、保護者等への支援も視野に入れた自立支援計画や養育計画に基づき、心理支援内容が明示されている。	
	☐ 心理支援内容には、個別・具体的方法が明示されており、その方法により心理的支援が実施されている。	
	☐ 心理職をおき、乳幼児にも保護者等にも心理的な援助を行える体制が整っている。	
	☐ 必要に応じて外部の専門家から直接的支援を受ける体制が整っている。	
	☐ 心理的なケアが必要な乳幼児や保護者等への対応に関する職員研修やコンサルテーションが行われている。	

【判断した理由・特記事項等】

職員に心理職は配置していません。そのため、医療機関や児童養護施設の心理職から心理的支援の助言を得ています。また、心理的支援について学ぶため、外部の専門家を招聘して研修を行うなど、子どもと接する職員自身の知識の涵養に着手しています。心理的ケアの必要性について児童自立支援計画や策定時に考慮していますが、具体的な支援については盛込んでいません。今後は、被虐待児をはじめとし、心理的な支援を必要とする乳幼児の心理的支援についての職員の知識の向上と、保護者等を含めた支援について外部の心理職とも連携して取り組んでいくことを期待します。

(6) 親子関係の再構築支援等

①	A17 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
	☐ 家庭支援専門相談員が中心となって施設と家族との信頼関係を構築するように努めている。	
	☐ 施設が家族と共に子どもの成長を喜び合う雰囲気を大切にしている。	
	☐ 面会時に必要に応じて保護者等の養育スキルの向上を支援している。	
	☐ 保護者等の相談に積極的に応じるための保護者等面接の設定等、専門的なカウンセリング機能の充実に努めている。	
	☐ 家庭支援専門相談員は、家族に寄り添い、保護者等の言葉を傾聴する役割を担っている。	
	☐ 乳幼児の協働養育者として、日常生活の様子を写真やお手紙に書いて家族に伝えている。	

【判断した理由・特記事項等】

家庭支援専門員が窓口となっており、家族に手紙や電話で子どもの成長の様子を伝えています。子どもの写真や、子どもが作った制作物を渡して成長の実感を感じられるようにしています。家族の来訪時や、受診やリハビリに同行する際に保護者等からの話を傾聴し、悩みなどや相談等に応じています。子どもとの愛着関係の形成や、要保護児童対策地域連携会議との連携が必要な複雑化した課題を抱える家族の養育意欲を高めるためにも、家族との信頼関係作りは重要な鍵となるため児童相談所をはじめとする他機関との連携の下、保護者支援を行っています。

②	A18 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
	☐ 家庭支援に関する具体的なプログラムや配慮事項が明記されている。	
	☐ 入所理由の理解とケアの方向性についてアセスメントしている。	
	☐ 子どもと家族との関係調整については、定例的かつ必要に応じて児童相談所等と協議を行っている。	
	☐ 面会、外出、施設宿泊、一時帰宅などを計画的に設定し、乳幼児と保護者等との関係性が好転し、保護者等の養育意欲が向上するよう支えている。	
	☐ 面会、外出、一時帰宅後の乳幼児の様子を注意深く観察し、家族からの不適切なかかわりがあった場合には、その発見ができるように努めている。	
	☐ 課題の内容によっては適切な機関につなげられるよう、地域の精神、心理相談のできる機関を十分に把握し、連携をとっている。	
	☐ 児童相談所を中心とした他機関との協働により、虐待の未然防止と家族機能の再生、親子関係の再構築に向けてのサービス資源の提供などのソーシャルワークを行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

児相が作成する家庭支援や家庭復帰を見据えたプログラムに従って親子関係の再構築のための支援を行っています。家庭復帰を見据えて、家族と子どもとの面会機会や外泊が増えるように促したり、定期健診やリハビリなどに一緒に行き、子どもの具体的な様子や母子手帳を見ながら子どもの成長について話をしています。外出、外泊後の子どもの様子を観察し、養育の方法についての助言も行っています。家族の様子をよく観察し、悩みの対応や専門機関への受診などが必要な場合は他機関の支援を受けられるよう支援を行っています。

(7) 養育・支援の継続性とアフターケア

①	A19 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。	b
	☐ 子どもの退所先に応じて、退所後の生活に向けて必要な支援を行っている。	
	☐ 退所後、施設に相談できる窓口(担当者)がある等、必要に応じた支援をするための体制を整えている。	
	☐ 児童相談所や関係機関、民間団体等と連携を図りながら退所後の支援を行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

退所後のアフターケアは期間を決めず、必要に応じて支援をする方針です。退所後であっても要保護児童対策地域連携会議への参加や、児相が作成するアフターケアの計画の中に施設のショートステイなどのサービスも入れてもらうようにし、子どもの情報の共有と支援を適切なタイミングで行うようにしています。また退所時に保護者等や子どもに、いつでも相談や立ち寄ってもらうように伝えています。児童養護施設へ措置変更となる場合は、子どもの生活の継続に必要な情報を伝え、子どもが気軽に遊びに来ることができる場所として施設に来訪し交流を行っています。今後は退所後の支援についてマニュアル化するとともに、退職などにより子どもを知る職員がいなくなった場合にも適切に対応できるよう、仕組み作りを行うことを期待します。

(8) 継続的な里親支援の体制整備

①	A20 継続的な里親支援の体制を整備している。	a
	☐ 養育単位の小規模化による家庭的養護の推進や、早期に家庭復帰が見込めない乳幼児には個々の状況に応じて里親委託を推進している。	
	☐ 里親委託の推進に当たり、里親支援機能の充実などの中・長期計画を明確にしている。	
	☐ 里親支援専門相談員を配置するなど、里親委託の推進、地域の里親及びファミリーホームに対する継続的な支援の体制を整備している。	
	☐ 里親委託に当たり、委託に至るまでに里親・児童相談所等と丁寧な連携を行っている。	
	☐ 里親を希望する地域の人を対象に相談を行うなど、支援の取り組みを行っている。	
	☐ 相談支援のほか研修、レスパイトを行うなど、里親の状況に応じた取り組みを行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

児相との連携や、保護者等の希望や事情を踏まえ慎重に里親委託を推進しています。個別の里親支援はもとより、中長期計画に里親養育包括支援を位置づけるとともに、令和6年度の事業計画において地域の里親会と連携することを明記しています。子どもの養育について、函館児相管内の里親からの悩みなどを受付ける里親支援専門相談員が在籍し、地域の里親支援の牽引役となっています。

(9) 一時保護委託への対応

①	A21 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	a
	☐ 児童相談所と連携して、初期の情報共有とアセスメントに努めている。	
	☐ 一時保護を受ける際のマニュアルが整備されている。	
	☐ 入所時の健康管理に努めている。	
	☐ 感染症やアレルギー等の観察と配慮に努めている。	
	☐ 多様な職種が連携・協同し、一時保護後の養育環境(家庭復帰・里親、児童福祉施設等)の確保に向けてアセスメントに基づく支援を行っている。	

【判断した理由・特記事項等】

児相と連携を行い、昼夜を問わず一時保護委託を受入れるため、マニュアルを整備しています。一時保護の一報が入った際に職員が確認する項目や、子どもの状況の確認内容などを定め職員が共有しています。児相に確認する内容や、家族が同行している場合の対応は家庭支援専門相談員が行うことなど、受入れ時の役割分担を定めています。また、子どもの状況の確認についてはアセスメントシートの記入内容や児童入所調査票の記入、所持品の確認や写真撮影についてなどを含め、子どもの健康状態や医療連携が必要な場合などを定めています。

②	A22 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	a
	☐ 児童相談所から緊急一時保護を受け入れている。	
	☐ 緊急一時保護を受ける際のマニュアルが整備されている。	
	☐ 観察室での「観察期間」の実施を順守して対応を行っている。	
	☐ 入所時に、必要に応じて医療機関との連携をはかる等の対応を行っている。	
	☐ 感染症や潜伏期間等への対応が十分にできている。	
	☐ 受け入れ後の多職種による連携したアセスメントが実施されている。	

【判断した理由・特記事項等】

児相や警察と連携して、緊急一時保護委託のための体制を整えています。緊急一時保護の連絡があった場合は、直ちに園長が判断して児相との情報共有を行い24時間体制で受入れを行っています。緊急一時保護のマニュアルを整備し、職員に周知して対応しています。受入れ時の経過観察機関は観察室を活用し、感染症等に配慮しています。怪我や病気は医療の健康診断や受診等を行っています。